

仕 様 書

1 件 名

文京区立白山交流館及び文京区立千駄木交流館の使用料収納管理等事務委託

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

文京区立白山交流館（白山4-27-11）

文京区立千駄木交流館（千駄木3-42-20）

4 委託内容

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、文京区立交流館条例（平成17年10月文京区条例第53号）及び文京区立交流館条例施行規則（平成17年12月文京区規則第63号）に基づく使用料の収納管理等の事務を委託する。

(1) 収納事務

ア 施設使用料の収納及び領収書の発行

イ 施設使用料の金庫等への保管

ウ 収納金表の作成及び月次収納実績の報告

エ 文京区指定金融機関への収納金の納入

(2) 還付事務

ア 還付金の支払及び領収書の受領

イ 現金出納簿等の作成及び月次還付実績の報告

5 情報漏えいの禁止

本契約の業務によって知り得た情報を外部に漏えいしてはならない。

なお、この義務は、本契約終了後も継続する。

6 支払方法

四半期ごとに検査合格後、受託者の請求書に基づき支払う。

7 その他

(1) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(2) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該

自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (7) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和3年3月31日付2020文総総第1777号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (8) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (9) (8)に関することを除く契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者を行うこと。

8 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	Tel5803-1150
事業執行担当者	区民部区民課地域振興・協働推進係 担当 中瀬	Tel5803-1170